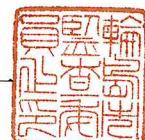


輪島市監査公表第36号

地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月18日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
(財政援助団体)

2 監査実施日及び監査対象団体

令和2年1月29日(水) 公益社団法人輪島市シルバー人材センター

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

平成30年度における補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、NPO活動支援施設において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課(漆器商工課)から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象団体に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公益社団法人輪島市シルバー人材センターは、国や市からの補助金、個人や企業、公共団体等からの仕事の受注による委託料、会員会費などで賄われ運営されている。輪島市からの補助金の使途については、国の補助対象項目に準じて一覧表を作成活用し、補助対象項目から逸脱しないよう概ね適正に使用している事が認められた。

○補助金等交付申請書や補助事業等実績報告書などには、補助金の使途が国の高年齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金の補助対象項目と同様であること並びに補助対象項目の内容、金額を明示した書類を添付していただきたい。

○受注する場合には、その作業内容を生業としている地元の個人事業者の経営を圧迫したり、競合したりすることのないよう十分配慮していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。